

# イタリアにおける労働規制改革—就労における格差への対応—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 芦田 淳

## 【目次】

はじめに

- I 解雇規制の見直し
- II 社会的緩衝措置の再編
- III 積極的労働政策に係る組織の再編
- IV 契約形態及び職務に係る見直し
- V 監督活動の再編
- VI 母性の保護及び生活と労働の両立

おわりに

翻訳：2014年12月10日の法律第183号「社会的緩衝措置、労働のためのサービス及び積極的政策の改革並びに労働関係の規律及び監督活動の再編並びにケア、生活及び労働に係る要求の保護及び両立に関する政府への委任」

## はじめに

イタリアでは2012年第4四半期以降、失業率が1992年以来最悪の水準を更新し続け<sup>(1)</sup>、中でも若年者(15～24歳)の失業率は43.3%(2014年第1四半期)と非常に高かった。こうした状況に対して、2014年2月に成立したレンツィ(Matteo Renzi)政権は、雇用の創出を目指し、近年の伝統的な労働法制の見直し(規制緩和)の潮流<sup>(2)</sup>を踏まえて、2014年法律第183号「社会的緩衝措置、労働のためのサービス及び積極的政策の改革並びに労働関係の規律及び監督活動の再編並びにケア、生活及び労働に係る要求の保護及び両立に関する政府への委任」<sup>(3)</sup>(以下「183号法」)の成立を推進した。

その結果として2014年12月に制定された183号法は、労働条件や解雇に関する規制を緩和するとともに、失業から職業に就き、それを継続する各段階において労働者を支援する措置に関して、合理化とともに拡充するという二つの側面を持っている。また、183号法は、こうした労働規制改革に関して、政府に具体的な政策の策定を委任するに当たり、原則と指針を定めるものである。政府は、183号法の施行から6か月以内に、その実施のための立法命令<sup>(4)</sup>を定める義務を負う。迅速な実施のため、183号法は、立法命令案が閣

---

\* 本稿におけるインターネット情報は、2017年1月11日現在である。

(1) 2007年第2四半期には5.9%であった失業率は、その後徐々に上昇し、2014年第1四半期には12.8%に達した。ISTAT(国家統計局) website “Tasso di disoccupazione: dati destagionalizzati.” <[http://dati.istat.it/Index.aspx?DataSetCode=DCCV\\_TAXDISOCCUDE](http://dati.istat.it/Index.aspx?DataSetCode=DCCV_TAXDISOCCUDE)>

(2) 大木正俊「近年のイタリア労働市場改革—正規・非正規の二重市場の観点から—」(慶應EU研究会ワークショッププレジューメ)2016.9.24, pp.2-3. <[http://www.jean-monnet-coe.keio.ac.jp/references/masatoshi\\_ohki\\_01.pdf](http://www.jean-monnet-coe.keio.ac.jp/references/masatoshi_ohki_01.pdf)>を参照。

(3) Legge 10 dicembre 2014, n. 183, Deleghe al Governo in materia di riforma degli ammortizzatori sociali, dei servizi per il lavoro e delle politiche attive, nonché in materia di riordino della disciplina dei rapporti di lavoro e dell'attività ispettiva e di tutela e conciliazione delle esigenze di cura, di vita e di lavoro. 以下、法令の条文に関しては、イタリアにおける国の法令ポータル・サイトである Normattiva <<http://www.normattiva.it/>>を参照した。

議決定後に上下院に移送され、移送日から 30 日以内に所管委員会がその意見を表明することに加え、この期限を過ぎれば、当該意見が表明されなくても立法命令は公布されるところの規定を置いている。また、183 号法実施のための立法命令は、官報による公布の翌日から施行されるものとし、実際に 8 件の立法命令が 2015 年に制定されている。

以下では、項目ごとに、183 号法とその実施のための立法命令の要点を紹介する。

## I 解雇規制の見直し

183 号法は、新規雇用に関して、「保護累進型無期労働」という契約の在り方を導入した（第 1 条第 7 項 c 号）。当該契約は、使用者による解雇に対して、労働者の原職復帰が認められる場合を、無効な解雇及び差別的解雇<sup>(5)</sup>等に限定し、その代わりに、労働者に対して勤務年数に応じて増加する金銭上の補償を与えるものである。

2015 年立法命令第 23 号「2014 年 12 月 10 日の法律第 183 号の実施における保護累進型無期労働契約に関する規定」<sup>(6)</sup>（以下「23 号命令」）は、2015 年 3 月以降に締結された全ての無期労働契約を対象に、解雇について以下のとおり具体的に定めている。①主観的正当理由又は正当事由<sup>(7)</sup>による解雇（懲戒解雇）に関して、原職復帰できるのは、裁判において、労働者に通告された事実が存在しないことが証明され、使用者に解雇の日から原職復帰の日までの事実上の総賃金に相当する額で、月給の 12 か月分を超えない賠償金の支払が命じられた場合に限定される。原職復帰が実現しない場合、年功に基づいて月給の 4 か月分から 24 か月分の手当が支払われなければならない。②客観的正当理由<sup>(8)</sup>による解雇（経済的理由による解雇）に対しては、原職復帰が認められない。ただし、裁判所が不当解雇であると認めた場合、裁判官は、解雇の日に関係が終了したことを宣言し、使用者に月給の 4 か月分から 24 か月分の手当の支払を命じる。③集団的解雇<sup>(9)</sup>に関して、原職復帰が認められるのは、当該解雇が書面によらず通告された場合に限定され、その他の場合は、年功に基づいて月給の 4 か月分から 24 か月分の手当が支払われるにとどまる。以上の措置は、新規雇用を増加させるという目的の下、違法な解雇に対する救済の従来原則であった現職復帰の範囲を狭め、企業に厳格な法制を緩和している。

## II 社会的緩衝措置の再編

183 号法は、再編の対象とする主な社会的緩衝措置<sup>(10)</sup>として、所得保障金庫（給与補填

---

(4) 立法命令とは、法律によって与えられた一定の原則及び指針の下に、政府が制定する法律と同等の効力を有する命令を指す。

(5) 差別的解雇には、政治的信念、宗教的信条、労働組合への所属、組合活動への参加等を理由とする解雇があり、無効とされる。大内伸哉「イタリアの新たな解雇法制—2012 年の労働市場改革—」『季刊労働法』239 号、2012・冬季, pp.233-234.

(6) Decreto Legislativo 4 marzo 2015, n. 23, Disposizioni in materia di contratto di lavoro a tempo indeterminato a tutele crescenti, in attuazione della legge 10 dicembre 2014, n. 183.

(7) 主観的正当理由とは、労働者の契約上の義務についての重大な違反を指し、正当事由とは、労働関係の継続をもちやすすることのできないような重大な非行を指す。ガブリエル・ガンペリーニ「イタリアの労働市場改革—解雇法制を中心に—」『Business Labor Trend』2014.6, p.59.

(8) 客観的正当理由とは、事業所における経済的・技術的・組織的な理由を指す。ibid.

(9) 集団的解雇とは、従業員数が 15 人を超える企業に関して、各事業所又は同一県内の複数の事業所において、活動又は労働の縮減又は変更の結果、120 日以内に 5 件以上の解雇が行われる場合を指す。

(10) 社会的緩衝措置とは、職を失った労働者に対して、経済的援助を与えることを目的とした措置を指す。

金庫)、連帯協約及び雇用社会保険について定めている(第1条第1項及び第2項)。所得保障金庫は、1945年に創設された制度で、通常所得保障金庫と特別所得保障金庫に区分される。前者は、市場における需要の一時的な減退又は使用者若しくは労働者の責に帰すことのできないその他の一時的な事由のための労働の縮減により、賃金の減少した労働者に対して、手当を支給する制度である。後者は、危機的狀態にある企業及び組織再編を行う企業の労働者の賃金を保障するために手当を支給する制度である。これに対して、連帯協約とは、人員削減の回避等のために労働時間の短縮を内容として、企業と労働組合の間で締結される協定<sup>(11)</sup>で、1984年に創設されたものである。こうした従来 の制度に対して、183号法は、連帯協約が不可能な場合に、所得保障金庫からの給付が認められること、また、当該給付は、企業活動継続の見込みがない場合には認められないことを定めた。他方、失業給付である雇用社会保険に関して、183号法は、手当に労働者の職歴を反映させ、その支給対象も拡大する方向での見直しを委任している。

2015年立法命令第22号「2014年12月10日の法律第183号の実施における意思に反した失業の場合の社会的緩衝措置及び失業労働者の再就職に関する法規範の再編規定」<sup>(12)</sup>(以下「22号命令」)は、2015年5月1日から、2012年に導入された雇用社会保険(Assicurazione sociale per l'impiego: ASpl)に代えて、新雇用社会保険(Nuova prestazione di Assicurazione Sociale per l'Impiego: NASpl)の運用を開始した。新雇用社会保険は、無期契約の公務員等を除いた、全ての従属労働者<sup>(13)</sup>を対象とする点では従来と変わらない。しかし、給付要件を次のとおり緩和している。まず、雇用社会保険が失業に先立ち、保険制度への2年以上の加入を要件としていたのに対し、新雇用社会保険は、当該要件を設けていない。また、前者が失業に先立つ2年間のうち1年以上の期間にわたる保険料支払を要したのに対して、後者は失業に先立つ4年間において13週間以上保険料を支払ったか、又は、失業に先立つ12か月間において30日間の有効な労働日数があったかでよいとしている。なお、自身の意思に反して失業状態にあることを要件とする点は、両者に共通している。さらに、給付期間に関して、2016年の場合、雇用社会保険が最長12か月又は最長18か月<sup>(14)</sup>であったのに対して、新雇用社会保険は「直近4年間において保険料の支払が行われた週の半分の期間」と定め、最長104週間(24か月)に延長した。このほか、22号命令は、準従属労働者に当たるプロジェクト労働を行う者<sup>(15)</sup>を対象に、新雇用社会保険とは別に、暫定的な失業保険を設けている。

2015年立法命令第148号「2014年12月10日の法律第183号の実施における労働関係の

(11) その結果、各労働者の賃金は減少するが、雇用は確保されることになる。

(12) Decreto Legislativo 4 marzo 2015, n. 22, Disposizioni per il riordino della normativa in materia di ammortizzatori sociali in caso di disoccupazione involontaria e di ricollocazione dei lavoratori disoccupati, in attuazione della legge 10 dicembre 2014, n. 183.

(13) 従属労働者とは、使用者の指揮命令の下、契約に基づいて、賃金の支払を受けて労働を提供する者を指す。なお、イタリアにおいて、労働者という場合、民法典の規定に基づき、従属労働者と自営労働者に二分される。自営労働者とは、対価を受けて、主として自身の労働をもって、委託者に対して従属的關係を結ぶことなく、作業又は役務を行うよう義務付けられている者を指す。

(14) 前者が55歳未満の労働者に対する給付期間、後者が55歳以上の給付期間である。

(15) 準従属労働者とは、労働を行う際、他人(注文主)の事業組織と継続的な連携をしながら、個人的に協働する者を指す。自営労働者の一種であるが、法的には明確な定義がなく、経済的に注文主に従属している点で、実質的に従属労働者に近い者も多かった。そこで、こうした準従属労働者に法的保護を与える目的で、2003年にプロジェクト労働という契約類型が設けられた。これは、特定のプロジェクト実現までの期間、独立して労働を提供するものである。大内伸哉『イタリアの労働と法—伝統と改革のハーモニー—』日本労働研究機構, 2003, pp.20-21, 小西康之「イタリアにおける労働者概念」『法律論叢』79巻2・3号, 2007.3, pp.161-162. ただし、プロジェクト労働は、2015年立法命令第81号により廃止された(IV参照)。

安定のための社会的緩衝措置に関する法規範の再編規定<sup>(16)</sup>は、社会的緩衝措置に関する法規範を再編し、22号命令の規定を補完するものである。具体的には、新雇用社会保険の給付期間を「2017年以降の失業に関しては、最長78週間（18か月）」とする22号命令で設けられていた上限規定を廃止し、また、所得保障金庫の対象に「専門化のための見習い契約」<sup>(17)</sup>による労働者を加えたほか、同金庫から給付を受けるための手続の簡素化及び合理化等を図っている。

### Ⅲ 積極的労働政策に係る組織の再編

183号法は、全国で一定水準の積極的労働政策<sup>(18)</sup>のサービスを提供することとし、当該サービス等の管理を行う機関として、雇用のための全国機関を設置することとした（第1条第3項及び第4項）。

2015年立法命令第150号「2014年12月10日の法律第183号第1条第3項に基づく労働のためのサービス及び積極的政策に関する法規範の再編規定」<sup>(19)</sup>は、全国どこでも最低限の積極的労働政策のサービスを楽しむことができ、関連する行政権能が統一的に行使されるよう保障する新たな「労働政策のための全国サービス・ネットワーク」について定めるものである。また、同ネットワークを構成する関係機関と協力して、実際に求人及び求職の情報提供を統一的に行うポータル・サイトの運営等を行う「積極的労働政策のための全国機関（Agenzia nazionale per le politiche attive del lavoro）」を設置した。同機関は、2016年6月から活動を開始している。

### Ⅳ 契約形態及び職務に係る見直し

183号法は、雇用の増大及び今日の職業構造・生産状況を反映した労働契約の再編という目的に立ち、契約形態の見直しや、企業の組織再編又は人員整理等の際の職務<sup>(20)</sup>に関する規定の見直しを、政府に委任している（第1条第7項）。

2015年立法命令第81号「2014年12月10日の法律第183号第1条第7項に基づく労働契約の組織的規律及び職務に関する法規範の見直し」<sup>(21)</sup>（以下「81号命令」）は、従業員5人

---

(16) Decreto Legislativo 14 settembre 2015, n. 148, Disposizioni per il riordino della normativa in materia di ammortizzatori sociali in costanza di rapporto di lavoro, in attuazione della legge 10 dicembre 2014, n. 183.

(17) 専門化のための見習い契約とは、2003年に設けられた類型であり、18歳から29歳の若年者を対象に、専門的な資格取得を目的として、企業で労働しながら職業訓練を受けるための契約である。

(18) 積極的労働政策とは、所得保障のような「受動的」労働政策に対して、職業紹介等の失業者及び未就労者の就職を支援するための政策を指す。

(19) Decreto Legislativo 14 settembre 2015, n. 150, Disposizioni per il riordino della normativa in materia di servizi per il lavoro e di politiche attive, ai sensi dell'articolo 1, comma 3, della legge 10 dicembre 2014, n. 183.

(20) 職務とは、労働者の具体的に従事する労働の内容を指す。183号法制定時の民法典（Regio Decreto 16 marzo 1942 n. 262, Approvazione del testo del Codice civile.）第2103条第1項は、「労務供給者は、採用された職務若しくはその後取得したより上位の資格に対する職務、又はいかなる賃金の減少もなく、実際に直前に遂行されていたものと同等の職務が確保されなくてはならない。（後略）」と規定していた。すなわち、使用者による職務の変更は、直前に遂行していたものと同等の職務か、それよりも上位の職務に限られており（つまり、降格は認められず）、いずれの場合も賃金の減少を伴うものであってはならなかった。なお、条文中の「資格」とは、職務の（主として経済的な）価値を表す等級である。大木正俊『イタリアにおける均等待遇原則の生成と展開—均等待遇原則と私的自治の相克をめぐって—』日本評論社、2016, pp.29-31.

(21) Decreto Legislativo 15 giugno 2015, n. 81, Disciplina organica dei contratti di lavoro e revisione della normativa in tema di mansioni, a norma dell'articolo 1, comma 7, della legge 10 dicembre 2014, n. 183.

以上の使用者に関して、有期労働契約者数は無期労働契約者数の20%を超えてはならず、超過分については無期契約に切り替えるという従来の規定を改め、超過分について使用者に過料を科すこととした。当該過料は、超過した労働者の月給の50%(超過人数が1人だけであれば20%)に労働期間を乗じた額とする。また、プロジェクト労働という契約形態を廃止する一方、付属的労働<sup>(22)</sup>の年間報酬の上限を5千ユーロ<sup>(23)</sup>から7千ユーロに引き上げた。このほか、見習い労働契約に関して、その中の基本的能力の養成のための契約類型と専門的な資格取得のための契約類型の連携を強化した。以上の契約形態に係る見直しに加え、81号命令は、職務の変更に関して、民法典第2103条を見直し、一定の条件の下で使用者の一方的な職務変更権を認めるとともに、雇用の保持等、労働者の利益に配慮した上での労働者と使用者の合意に基づく職務変更を認めている<sup>(24)</sup>。

## V 監督活動の再編

183号法は、労働の監督のための統一機関を設置して、監督活動を合理化及び簡素化することを政府に委任している(第1条第7項1号)。また、労働者の管理のために使用者がテレビカメラ等の機器を用いる場合に、企業の生産上・組織上の要求と労働者の尊厳・プライバシーの保護とを両立させることを求めている(同項f号)。

2015年立法命令第149号「2014年12月10日の法律第183号の実施における労働及び社会立法に関する監督活動の合理化及び簡素化に関する規定」<sup>(25)</sup>は、労働・社会政策省、全国社会保険公社(INPS)、全国労働災害保険公社(INAIL)それぞれの監督部門を統合し、新たに全国労働監督機関を設け、労働等に関する監督業務を同機関に委ねている。また、同命令は、労働等に関する法令の違反に係る司法警察の措置(過料)に対して、全国労働監督機関に申立てを行うことを認めている。これは、労働関係法令の統一的な適用に資するものと考えられる。

2015年立法命令第151号「2014年12月10日の法律第183号の実施における労働関係及び男女平等に関する市民及び企業による手続及び履行の合理化及び簡素化並びにその他の規定」<sup>(26)</sup>は、テレビカメラ等の機器を設置できる事由を拡大するとともに、当該機器により得られた情報を、所定の手続を経て、労働者の懲戒の理由として使用できるようにした。

(22) 付属的労働とは、契約の締結が必要とされておらず、労働者が労働の対価として得たクーポンを換金して金銭を得る労働の形態である。ただし、2003年の導入時、年間報酬の上限以外の制約として、付属的労働が認められる対象は非常に限定されており、臨時的で軽度の家内労働(子ども・高齢者・病人・障害者の世話等)、家庭教師、庭仕事、建物・記念建造物の清掃・管理等にとどめられていた(2003年立法命令第276号「2003年2月14日の法律第30号に定める雇用及び労働市場に関する委任の実施」(Decreto Legislativo 10 settembre 2003, n. 276, Attuazione delle deleghe in materia di occupazione e mercato del lavoro, di cui alla legge 14 febbraio 2003, n. 30.)第70条)。また、付属的労働が可能な主体も、1年以上の失業者、主婦、学生、年金生活者、障害者、イタリアに正規滞在するEU域外労働者で失職してから6か月以内の者等に限定されていた(同立法命令第71条)。しかし、その後、こうした限定に関する規定はほぼ廃止され、81号命令も、改めて付属的労働に関して包括的な規定を設けるに当たり、対象や主体についての限定を一部の例外を除いて設けなかった。こうした限定の廃止や年間報酬の引上げによる付属的労働の拡大は、契約不要の不安定な雇用を増大するとして批判を招き、後述する同命令の関係規定を廃止する国民投票の要求につながった。

(23) 1ユーロは、約117円(平成29年1月分報告省令レート)。

(24) 大木 前掲注(20), p.33.

(25) Decreto Legislativo 14 settembre 2015, n. 149, Disposizioni per la razionalizzazione e la semplificazione dell'attività ispettiva in materia di lavoro e legislazione sociale, in attuazione della legge 10 dicembre 2014, n. 183.

(26) Decreto Legislativo 14 settembre 2015, n. 151, Disposizioni di razionalizzazione e semplificazione delle procedure e degli adempimenti a carico di cittadini e imprese e altre disposizioni in materia di rapporto di lavoro e pari opportunità, in attuazione della legge 10 dicembre 2014, n. 183.

## VI 母性の保護及び生活と労働の両立

183号法は、女性労働者の保護と労働者一般のワーク・ライフ・バランスに効果的な方策を採ることを政府に委任している（第1条第8項及び第9項）。具体的には、自営労働者を含む、未成年又は自立することのできない障害のある子を持つ女性労働者、及び個人所得の総額が一定金額以下の女性労働者に対して、税額控除を導入する。また、使用者負担分の支払がない場合であっても出産手当を受ける権利を、母親である準従属労働者に認める<sup>(27)</sup>。さらに、全国労働協約に基づいて付与される付加的な休日の使用しない部分を、週休及び年次有給休暇に対する権利と両立できる範囲で、同一の利用者の下にある他の労働者に必要であれば譲渡することを認める、いわゆる「連帯休暇」の制度を定めた。

2015年立法命令第80号「2014年12月10日の法律第183号第1条第8項及び第9項の実施におけるケア、生活及び労働に係る要求の両立のための対策」<sup>(28)</sup>は、2001年立法命令第151号<sup>(29)</sup>による保護を拡大するものである。主な規定には、次のようなものがある。①産前産後の義務的休業（産前2か月・産後3か月）に関して、出産が予定日より遅れた場合、出産予定日と実際の出産日との差分を産後休業に加え、全体の休業期間を5か月以上とすることを可能にした。また、新生児が入院した場合、1人の子につき1回まで、休業の延期を申し立てることができる。この規定の背景には、産後休業が、生物学的な（「ヒト」としての）要求の保護のみならず、子の人格的な成長と結びつく情緒的な要求の観点からも、母子に認められていると指摘した2011年憲法裁判決第116号<sup>(30)</sup>がある。②母親である従属労働者の死亡、重病又は当該者が子の保護を行わない等の場合に、産後休業が認められていた父親労働者に対して、母親労働者が自営労働者である場合にも、当該休業の取得を認めた。③育児休業に関して、従来は子が8歳になるまでの間であったのに対して、子が12歳になるまでの間、取得を可能にした。育児休業中の手当<sup>(31)</sup>も、その支給時期を子が3歳になるまでの間から、子が6歳になるまでと拡大した。

---

(27) 準従属労働者に対する出産手当（産前2か月・産後3か月）の支払に関しては、月給3か月分に相当する使用者負担分があらかじめ支払われていることが条件とされていた。なお、出産手当の給付は、全国社会保険公社から行われる。全国社会保険公社は、年金を中心に、家族給付、失業給付等、社会保険部門の給付を広範に扱う機関である。小島晴洋ほか『現代イタリアの社会保障—ユニバーサルズムを越えて—』旬報社, 2009, p.83.

(28) Decreto Legislativo 15 giugno 2015, n. 80, Misure per la conciliazione delle esigenze di cura, di vita e di lavoro, in attuazione dell'articolo 1, commi 8 e 9, della legge 10 dicembre 2014, n. 183.

(29) Decreto Legislativo 26 marzo 2001, n. 151, Testo unico delle disposizioni legislative in materia di tutela e sostegno della maternità e della paternità, a norma dell'articolo 15 della legge 8 marzo 2000, n. 53. (2000年3月8日の法律第53号第15条に基づく母性及び父性の保護及び支援に関する立法統一法)

(30) Sentenza Corte costituzionale, 4 aprile 2011, n. 116. 2011年憲法裁判決第116号は、早産で新生児の入院が必要な場合に、母親である労働者が、子が家庭に入った日以降に義務的休業を利用することができないことをもって、2001年立法命令第151号の規定の一部を違憲と判断した。（ただし、当該利用は、母親の健康状態の観点から医師により認められたものであり、かつ、母親の求めによるものであることが前提である。）この判断には、母子が家庭で共に過ごすことで、子の人格的な成長に必要な情緒的な関係が育まれるという視点が示されていると考えられる。なお、同判決に関しては、Corte costituzionale（憲法裁判所）website <<http://www.cortecostituzionale.it/actionPronuncia.do>> を参照した。

(31) ここでいう育児休業中の手当は、所得の額に関係なく、育児休業期間の最初の6か月間に支給されるもので、賃金の30%に相当する金額である。なお、育児休業は最長で通算10か月取得できるが、最初の6か月終了後の手当に関しては、一定の所得要件が設けられている。

## おわりに

以上の要点をまとめれば、183号法とその実施のための立法命令は、解雇規制を緩和し、労働条件や職務変更の柔軟性を高めるとともに、失業時の所得保障、就職支援、ワーク・ライフ・バランスの推進に係る措置の合理化を踏まえた実質的な拡充を目指すものと言える。こうした政策の根本には、(特に若年層における)雇用の創出・確保という目的がある。この目的は、「格差問題」という観点からすれば、就労における格差(就労者と非就労者の差異)を埋めようとする取組と言えよう。

最後に、こうした取組の成果について、2016年9月に労働・社会政策省が公表した183号法の実施状況に関する初の評価報告書<sup>(32)</sup>等に基づき確認する。

当該報告書によれば、2015年の傾向は、おおむね次のとおりである。①失業率が12.3%(2014年12月)から11.6%(2015年12月)に減少しており、中でも、若年層の失業率は40.9%から38.6%に減少している。②自営労働者数が減少している反面、従属労働者数は回復しており、その中でも無期労働契約が増加している。その理由としては、183号法のほか、2015年安定法<sup>(33)</sup>による優遇措置(2015年に当該契約を締結した使用者に対する3年間の社会保険料負担免除)等が指摘されている。また、2016年第1四半期に関しても、2016年安定法<sup>(34)</sup>における優遇措置の規模縮小を受けて当該期における新規の無期労働契約件数は減少したものの、失業率は11.7%(若年層は36.9%)にとどまっている。

また、2016年11月時点における政府の評価<sup>(35)</sup>も、次のとおりで大差ない。①2014年2月の数値と比較して、労働者数が65万6千人増加しており、そのうちの3分の2以上が無期労働契約である。②若年層の失業率も5.9%減少している。ただし、特にイタリア南部において失業者がまだ多く存在していることにも言及があり、地域的な格差の存在がうかがえる。

以上で言及された失業率並びに有期労働契約及び無期労働契約に関して、国家統計局(ISTAT)による数値をグラフ化すれば、図1及び図2のとおりである<sup>(36)</sup>。

このように政府により成果が強調されてきた183号法等であったが、2016年12月にレンツィ政権が急遽退陣したことにより、労働規制改革の継続は不透明になっている。また、三大労働組合の一つであるイタリア労働総同盟(CGIL)からは、解雇規制の見直し、付属的労働の拡大及び入札に関する規制の3点について、関係法令を廃止する国民投票が請求

(32) Comitato Scientifico per il monitoraggio della riforma del mercato del lavoro, *I contratti di lavoro dopo il Jobs Act*, Ministero del Lavoro e delle Politiche Sociali, 2016. <<http://www.lavoro.gov.it/documenti-e-norme/studi-e-statistiche/Documents/Quaderno%20di%20monitoraggio%20n.1%202016.%20I%20contratti%20di%20lavoro%20dopo%20il%20Jobs%20Act/Quaderno%20di%20monitoraggio%20n.%201%20-%202016.pdf>>

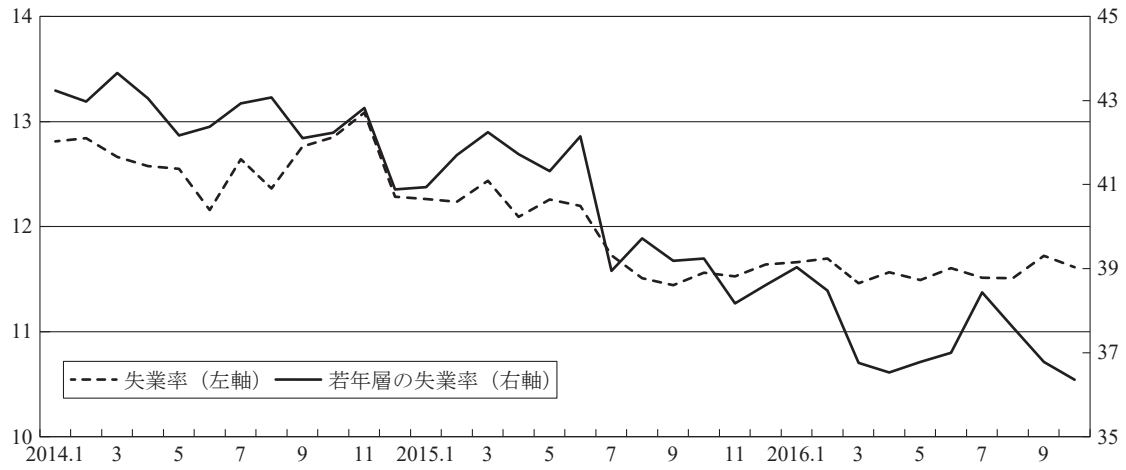
(33) Legge 23 dicembre 2014, n. 190, Disposizioni per la formazione del bilancio annuale e pluriennale dello Stato (legge di stabilità 2015). 安定法 (legge di stabilità) は、それ以前の財政法 (legge finanziaria) に替わり、各年度において収支の増減を目的として現行法令の修正を行うものである。

(34) Legge 28 dicembre 2015, n. 208, Disposizioni per la formazione del bilancio annuale e pluriennale dello Stato (legge di stabilità 2016). なお、同法による優遇措置は、2015年安定法に比べて免除額等が縮小されている。

(35) “1000 giorni di Governo Renzi: 22 febbraio 2014 - 18 novembre 2016.” <[http://www.sitiarcheologici.palazzochigi.it/www.governo.it/dicembre%202016/www.governo.it/sites/governo.it/files/Slide\\_1000giorni\\_25112016.pdf](http://www.sitiarcheologici.palazzochigi.it/www.governo.it/dicembre%202016/www.governo.it/sites/governo.it/files/Slide_1000giorni_25112016.pdf)>

(36) ただし、2015年1月から2016年8月までを対象に、新規の労働契約件数から終了した労働契約件数を差し引いた数値に関して、2015年に比べて2016年は13.5%減少しており、さらに、新規の無期労働契約件数から終了した無期労働契約件数を差し引いた数値に関して、2016年は2015年に比べて88.6%減少しているといった指摘もある。 *Il Sole 24 Ore*, 19 ottobre 2016, p.16. また、2014年12月を境に、若年層の労働力人口が6万人程度(約4%)減少していることにも留意が必要であろう。

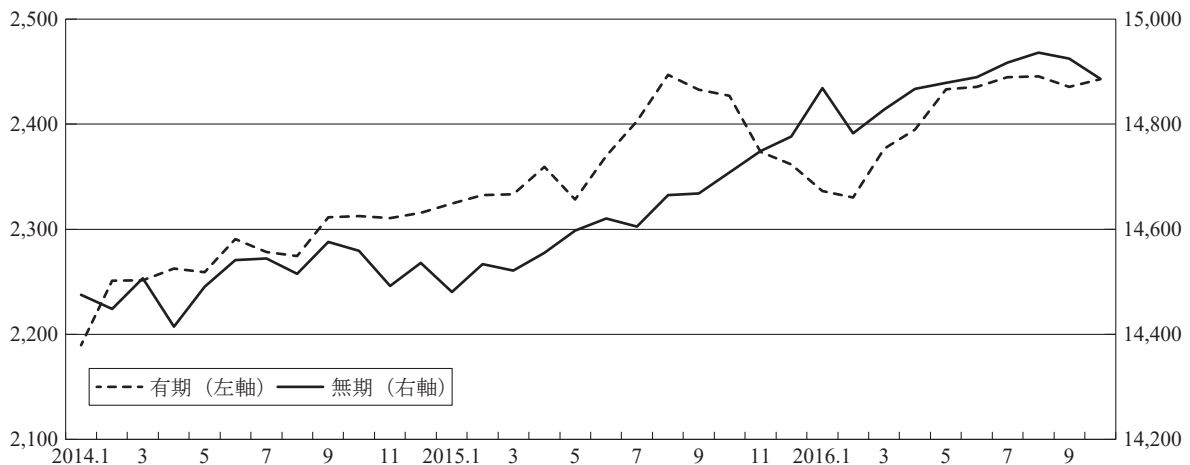
図1 失業率及び若年層の失業率の推移（2014年1月～2016年10月）



(注) 失業率は15歳以上、若年層の失業率は15歳から24歳までを対象としている。縦軸の単位は、いずれも%である。

(出典) ISTAT website “Tasso di disoccupazione: dati mensili.” <[http://dati.istat.it/Index.aspx?DataSetCode=DCCV\\_TAXDISOCCUMENS&Lang=>](http://dati.istat.it/Index.aspx?DataSetCode=DCCV_TAXDISOCCUMENS&Lang=>)に基づき、筆者作成。

図2 有期雇用契約及び無期雇用契約件数の推移（2014年1月～2016年10月）



(注) 縦軸の単位は、いずれも1,000件である。

(出典) ISTAT website “Tabella 3: Occupati per posizione professionale e carattere dell’occupazione.” <<http://www.istat.it/files/2016/12/Serie-storiche-Occupati-e-disoccupati-ottobre-2016.zip?title=Occupati+e+disoccupati+%28mensili%29+-+01%2Fdic%2F2016+-+Serie+storiche.zip>>に基づき、筆者作成。

されていた<sup>(37)</sup>。2017年1月、憲法裁判所は、解雇規制の見直しを除き、付随的労働の拡大等については国民投票の実施を承認した<sup>(38)</sup>。そのため、2017年4月から6月の間に当該国民投票が実施される見込みである<sup>(39)</sup>。

(37) 解雇規制の見直しに関しては23号命令の一部廃止、付随的労働に係るクーポン制度に関しては81号命令の一部廃止を目指すものである。また、入札に関する規制に関しては、2003年立法命令第276号「2003年2月14日の法律第30号に定める、雇用及び労働市場に関する委任の実施」(Decreto Legislativo 10 settembre 2003, n. 276, Attuazione delle deleghe in materia di occupazione e mercato del lavoro, di cui alla legge 14 febbraio 2003, n. 30.)の一部廃止を目指すもので、当該規制は183号法及びその実施命令によるものではない。なお、法令の全部又は一部を廃止する国民投票の請求には、50万人の有権者の署名が必要である。

(38) 憲法裁判所の国民投票請求審査機能に関しては、芦田淳「イタリア憲法裁判所の特質と近年における変化」『比較法研究』75号、2013、pp.323-324を参照。



参考文献

- ・大内伸哉『イタリアの労働と法—伝統と改革のハーモニー—』日本労働研究機構, 2003.
- ・大木正俊『イタリアにおける均等待遇原則の生成と展開—均等待遇原則と私的自治の相克をめぐって—』日本評論社, 2016.
- ・同「近年のイタリア労働市場改革—正規・非正規の二重市場の観点から—」(慶應 EU 研究会ワークショッププレジюме) 2016.9.24. <[http://www.jean-monnet-coe.keio.ac.jp/references/masatoshi\\_ohki\\_01.pdf](http://www.jean-monnet-coe.keio.ac.jp/references/masatoshi_ohki_01.pdf)>
- ・小島晴洋ほか『現代イタリアの社会保障—ユニバーサルリズムを越えて—』旬報社, 2009.
- ・小西康之「イタリアにおける労働者概念」『法律論叢』79巻2・3号, 2007.3, pp.159-190.
- ・労働政策研究・研修機構編『「労働者」の法的概念—7ヶ国の比較法的考察—』労働政策研究・研修機構, 2005.
- ・Bolognesi, Riccardo and Lutri, Andrea, *IL JOBS ACT: Tutte le novità del Governo Renzi in materia di lavoro*, Piacenza: La Tribuna, 2015.
- ・D'Agostino, Cristina et al., *Guida al Jobs Act*, Napoli: Simone, 2015.
- ・Vincenti, Pietro Cesare, *Il Jobs Act: I decreti attuativi della riforma del diritto del lavoro*, Roma: DIKE Giuridica Editrice, 2015.

(あしだ じゅん)

---

(39) 上下両院又はそのいずれかが解散された場合を除き、大統領は、閣議決定に基づいて、4月15日から6月15日の間の日曜日のいずれかを投票日として公示する(1970年法律第352号「憲法に定める国民投票及び国民の立法発案に関する規定」(Legge 25 maggio 1970, n. 352, Norme sui referendum previsti dalla Costituzione e sulla iniziativa legislativa del popolo.) 第34条)。

## 2014年12月10日の法律第183号

### 「社会的緩衝措置、労働のためのサービス及び積極的政策の改革並びに労働関係の規律及び監督活動の再編並びにケア、生活及び労働に係る要求の保護及び両立に関する政府への委任」

Legge 10 dicembre 2014, n.183; Deleghe al Governo in materia di riforma degli ammortizzatori sociali, dei servizi per il lavoro e delle politiche attive, nonché in materia di riordino della disciplina dei rapporti di lavoro e dell'attività ispettiva e di tutela e conciliazione delle esigenze di cura, di vita e di lavoro.

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課 芦田 淳訳

#### 第1条

1. 意思に反した失業の場合に、統一され、かつ、労働者の保険料支払に応じた保護を行うこと、給与の保障に関する法規範を目的に合ったものとする事、労働市場から離れた者又は社会的緩衝措置の受益者の〔地方共同体の利益になる活動への〕積極的な関与に資することを目的として、行政手続の簡素化及び労働に係る給与ではない負担の軽減を行うとともに、政府に、この法律の施行から6か月以内に、労働及び社会政策大臣の提案に基づき、経済及び財務大臣と協力して、複数の生産部門の特殊性を考慮して、社会的緩衝措置に関する法規範の再編を目的とした立法命令<sup>(1)</sup>を採択することを委任する。
2. 第1項に規定する委任を実施する際、政府は、各号に関して、次の原則及び指針に従うこととする。
  - a) 労働関係の安定に係る保護手段に関して、
    - 1) 企業又はその一部門の活動の最終的な休止の場合には、給与の保障を正当化することができないこと。
    - 2) 給付の承認に関して、確実に要求可能な手段により全国レベルで標準化された仕組みを導入する可能性を考慮するなど、データ通信及びデジタル化された手段の促進により、形式的な手続を簡素化すること。
    - 3) 契約上、労働時間短縮の可能性がない場合にのみ、所得保障金庫<sup>(2)</sup>へのアクセスが認められることを定める必要があること。なお、必要があれば同金庫に配分される資金の一部を連帯協約<sup>(3)</sup>に充てることとする。
    - 4) 通常所得保障金庫及び特別所得保障金庫の措置の期間中、通常の最長労働可能時間に反映される時間の制約を見直すこと。交替制を促進する仕組みを定めること。
    - 5) 〔制度を〕利用した企業からの負担の引上げを定めること。
    - 6) 通常の保険料負担を減じること。実際の〔金庫〕<sup>(4)</sup>利用に応じて分野間で当該負

---

\* 本稿におけるインターネット情報は、2017年1月11日現在である。

- (1) 立法命令とは、法律によって与えられた一定の原則及び指針の下に、政府が制定する法律と同等の効力を有する命令を指す。
- (2) 所得保障金庫には、通常所得保障金庫と特別所得保障金庫がある。前者は、市場における需要の一時的な減退又は使用者若しくは労働者の責に帰すことのできないその他の一時的な事由のための労働の縮減により、賃金の減少した労働者に対して、手当を支給する制度である。後者は、危機的状態にある企業及び組織再編を行う企業の労働者の賃金を保障するために手当を支給する制度である。
- (3) 連帯協約とは、人員削減の回避等のために労働時間の短縮を内容として、企業と労働組合の間で締結される協定を指す。当該協約により、各労働者の賃金は減少するが、雇用は確保される。
- (4) 以下、訳文中の〔 〕内の語句は、訳者が補ったものである。

担の見直しを行うこと。

- 7) 通常所得保障金庫及び特別所得保障金庫並びに2012年6月28日の法律第92号<sup>(5)</sup>第3条に規定する連帯基金<sup>(6)</sup>に関して、当該基金の始期を定めるとともに、標準化された承認の仕組みの導入等により、その適用範囲を見直すこと。第1項、第2項、第3項及び第4項に規定する資金について、この号の規定の実施により生じる支出の削減額を割り当てることができること。
- 8) 連帯協約の機能に関して、1984年12月19日の法律第863号<sup>(7)</sup>により修正を伴って法律に転換された1984年10月30日の緊急法律命令<sup>(8)</sup>第726号<sup>(9)</sup>第2条に特に関連して、かつ、1993年7月19日の法律第236号<sup>(10)</sup>により修正を伴って法律に転換された1993年5月20日の緊急法律命令第148号<sup>(11)</sup>第5条第5項及び第8項に規定する連帯協約の制度内で、その適用範囲及び規制を見直すこと。
- b) 意思に反した失業の場合の支援手段に関して、
  - 1) 労働者の保険料支払の履歴を給付の期間に反映させるとともに、通常の給付及び短期の給付に関連する規定を均質化することで、雇用社会保険（ASpI）の見直しを行うこと。
  - 2) より多くの保険料を支払った労働者に対して〔給付の〕最長期間を延長すること。
  - 3) 現在の所得支援手段を廃止すること、必要であれば保険料支払を記録する方式を修正すること、及び使用者が保険料を負担していない場合でも給付が行われることを介して、継続的・連携的協働<sup>(12)</sup>契約を廃止するまでの間、行政官及びコムーネ〔基礎自治体〕の長を除き、当該契約による労働者に〔雇用社会保険を〕拡張することにより、雇用社会保険の適用範囲を広げること。なお、制度の施行前に、定められた資金による少なくとも2年間の試験期間を定める。
  - 4) 具体的な保険料に関して限度を導入すること。
  - 5) 必要があれば具体的な財源を欠いても、雇用社会保険の受給終了後に意思に反して失業状態にあり、かつ、等価経済状況指標<sup>(13)</sup>の低い労働者のみを対象とする給

---

(5) Legge 28 giugno 2012, n. 92, Disposizioni in materia di riforma del mercato del lavoro in una prospettiva di crescita. (成長に向けた労働市場の改革に関する規定) 以下、法令の条文に関しては、イタリアにおける国の法令ポータル・サイトである Normattiva <<http://www.normattiva.it/>> を参照した。

(6) 連帯基金とは、企業の人員整理、危機的状態及び組織再編並びに労働の減少又は変更の場合に、使用者の負担で年金に付随して支払われる給付である。

(7) Legge 19 dicembre 1984, n. 863, Conversione in legge, con modificazioni, del decreto-legge 30 ottobre 1984, n. 726, recante misure urgenti a sostegno e ad incremento dei livelli occupazionali. (雇用水準の維持及び上昇に向けた緊急対策に関する1984年10月30日の緊急法律命令第726号の修正を伴った法律への転換)

(8) 緊急法律命令とは、緊急の必要がある非常の場合に政府が制定することのできる法律の効力を有する命令で、その公布から60日以内に法律に転換されなければ、遡及的に効力を失うものである。

(9) Decreto-Legge 30 ottobre 1984, n. 726, Misure urgenti a sostegno e ad incremento dei livelli occupazionali. (雇用水準の維持及び上昇に向けた緊急対策)

(10) Legge 19 luglio 1993, n. 236, Conversione in legge, con modificazioni, del decreto-legge 20 maggio 1993, n. 148, recante interventi urgenti a sostegno dell'occupazione. (雇用水準の維持に向けた緊急措置に関する1993年5月20日の緊急法律命令第148号の修正を伴った法律への転換)

(11) Decreto-Legge 20 maggio 1993, n. 148, Interventi urgenti a sostegno dell'occupazione. (雇用水準の維持に向けた緊急措置)

(12) 継続的・連携的協働とは、他人（注文主）の事業組織と継続的な連携をしながら、個人的に協働するというものである。自営労働の一種であるが従属労働に近い要素も併せ持つ「準従属労働」に当たる。なお、自営労働とは、対価を受けて、主として自らの労働をもって、委託者に対して従属的關係を結ぶことなく、作業又は役務を行うことであり、従属労働とは、使用者の指揮命令の下、賃金の支払を受けて提供される労働のことであり。大内伸哉『イタリアの労働と法—伝統と改革のハーモニー—』日本労働研究機構、2003. pp.20-21、小西康之『イタリアにおける労働者概念』『法律論叢』79巻2・3号、2007.3, pp.161-162。

(13) 等価経済状況指標とは、所得及び資産等に基づいて、家族の経済状況を示す指標である。

付を導入すること。当該労働者には、権限を有する機関により提示された〔労働者の〕活動促進のための事業に参加する義務を課すこととする。

- 6) 扶助的な性格を持つサービスを受ける要件から、失業状態を削除すること。
- c) 第4項v号に規定するような、新たな職を積極的に探すことを促進する仕組み及び措置とともに、a号及びb号に規定する社会的緩衝措置の受益主体の活動を促進すること。
- d) a号及びb号に規定する給付の受益主体の積極的な関与とは、より容易に行政に就職できるという期待を生じさせない方法による、地方共同体の利益になる活動の遂行でもよいと定めること。
- e) 客観的で、かつ、統一的な基準に基づき、新たな職、教育プログラム又はd号に規定する地方共同体のための活動の準備ができておらず所得保障の受益者である労働者に対して、制裁措置及びその適用方法をより実地的なものとする。
3. 国土全体で、積極的労働政策<sup>(14)</sup>に関する最低限のサービスの利用を保障する目的及び関連する行政権能の統一的行使を保障する目的のために、政府に、この法律の施行日から6か月以内に、労働及び社会政策大臣の提案に基づき、それぞれの権限の観点から、経済及び財務大臣及び簡素化及び行政担当大臣と協力して、1997年8月28日の立法命令第281号<sup>(15)</sup>第3条に基づき、国、州、トレント及びボルツァーノ自治県<sup>(16)</sup>の関係に関する常設会議の場で事前に承認を受け、労働のためのサービス及び積極的政策に関する法規範の再編を目的とした立法命令を採択することを委任する。1997年8月28日の立法命令第281号第3条に規定する期限内に承認がなされなかった場合、閣議は、同条に基づき、理由を付した決定により、採択を行う。この項の規定及びこの項の実施のために公布される立法命令の規定は、トレンティーノーアルト・アディジェ州の特別憲章及びその関連実施規定並びに1995年9月21日の立法命令第430号<sup>(17)</sup>の規定と合致するよう、トレント及びボルツァーノ自治県に適用する。
4. 第3項に規定する委任を実施する際、政府は、次の原則及び指針に従うこととする。
- a) 既存の雇用に対する促進策で、統計的分析によれば就職を明らかにより困難にしている特徴に関連するものを、効果及び影響の評価及び検証の基準に沿って合理化すること。
- b) 州及び自治県による措置についても基準点を設けるための全国的な法的枠組みを定めることにより、危機的状況にある企業を従業員が取得する形態を含む、自己雇用<sup>(18)</sup>及び自己起業のための促進策を合理化すること。

---

(14) 積極的労働政策とは、所得保障のような「受動的」労働政策に対して、職業紹介等の失業者及び未就労者の就職を支援するための政策を指す。

(15) Decreto Legislativo 28 agosto 1997, n. 281, Definizione ed ampliamento delle attribuzioni della Conferenza permanente per i rapporti tra lo Stato, le regioni e le province autonome di Trento e Bolzano ed unificazione, per le materie ed i compiti di interesse comune delle regioni, delle province e dei comuni, con la Conferenza Stato - città ed autonomie locali. (国、州並びにトレント及びボルツァーノ自治県の関係に関する常設会議の権限の決定及び〔その〕拡大並びに州、県及びコムーネの共通に利害を有する事項及び権限に関する国一市・地方自治体会議との統合)

(16) トレント自治県及びボルツァーノ自治県は、特別州であるトレンティーノーアルト・アディジェ州を構成する主体であり、州とほぼ同等の権限を有する。

(17) Decreto Legislativo 21 settembre 1995, n. 430, Norme di attuazione dello statuto speciale della regione Trentino-Alto Adige recanti delega di funzioni amministrative alle province autonome di Trento e di Bolzano in materia di collocamento e avviamento al lavoro. (就職及び労働開始に関する行政権能のトレント及びボルツァーノ自治県への委任に関するトレンティーノーアルト・アディジェ州の特別憲章の実施規則)

(18) 法令上、自己雇用 (autoimpiego) とは、失業者又は未就労者による小規模な起業を指す。

- c) 少なくとも1999年7月30日の立法命令第300号<sup>(19)</sup>第8条を踏まえ、財政上の新たな負担をもたらすことなく、雇用のための全国機関（以下「全国機関」という。）を設置すること。全国機関は、国、州及び自治県が参加し、労働及び社会政策省が監督し、その機能は、f号の規定により、現行の立法により既に使用可能である人的、財政的及び物的資源により措置する。
- d) 全国機関の活動の一般的方針の決定に労使双方を関与させること。
- e) 全国機関に、雇用のためのサービス、積極的政策及び雇用社会保険に関する管理上の権限を付与すること。
- f) 現行立法により既に使用可能な人的、物的及び財政的資源を用いて、行政活動の効率及び効果の増進を目的として、労働及び社会政策省の補助団体及び部局を合理化すること。
- g) 社会的統合並びに労働市場への編入及び統合に資するために、各人の能力を活用することに留意しながら、1999年3月12日の法律第68号<sup>(20)</sup>に定める障害者その他の雇用が義務付けられる主体の労働能力に応じた採用に関して、手続及び[その]履行を合理化し、かつ、見直すこと。
- h) f号の実施に際して廃止若しくは再編された機関若しくは部局から生じた職員又はその他の行政機関の職員を、監督機関又は全国機関の職員に優先的に編入することを可能にすること。
- i) 財政負担が変わらないことを保障するような方式により、全国機関の職員の契約形態を定めること。
- l) 全国機関に再配置された職員の所属していた機関の組織上のポストを実際に削減することにより、全国機関の組織を実際に決定すること。
- m) 政策及びサービスの監視及び評価の機能を強化すること。
- n) 労働力の需給の一致[の度合]を高めるために、未就労者又は失業者の経歴に関する情報の交換等を介した、公的サービスと民間サービスの協力関係並びに第3セクター並びに高等教育、職業教育及び大学教育に係る担当者との協力関係を活用すること。この目的のために、労働市場において仲介を行う主体の承認及び認可のための基準の定義並びに雇用に関する公的サービスにおける給付の最低限の水準の決定について定める。
- o) 供給される福祉サービスの結果について監視し、かつ、管理する制度を定義すること等を目的として、補完性、柔軟性及び近接性の原則を遵守し、関連する現行規定の再編を介して、労使双方の団体が対等な立場で設けた法人を活用すること。
- p) 未就労者又は失業者の所得支援手段と当該者を生産構造に編入するための手段との連結を促進することを定めた積極的労働政策の原則を導入すること。[その手段は、]労働仲介のための機関又はその他の承認された担当者を当事者として見なし、その負うべき義務を定める、再就職に係る協定を締結すること、及び、国又は州の財政に新

(19) Decreto Legislativo 30 luglio 1999, n. 300, Riforma dell'organizzazione del Governo, a norma dell'articolo 11 della legge 15 marzo 1997, n. 59. (1997年3月15日の法律第59号第11条に基づく政府組織の改革)

(20) Legge 12 marzo 1999, n. 68, Norme per il diritto al lavoro dei disabili. (障害者の労働権に関する規定) 同法に基づき、従業員数が15名以上の公共部門及び民間部門の使用者が採用を行う際には、従業員の一定の割合を障害者に割り当てるのが義務付けられている。また、同様に採用が義務付けられている主体としては、労働災害の遺族（配偶者及び子）等が挙げられる。

たな負担を生じることなく、割り当てられた州の資金により、少なくとも適切な期間における実際の就業に対して、就業の困難さに比例した適切な手段及び形態の報酬を定めること等である。

- q) 求職者の就業を促進するための手段の使用について定め、かつ、州レベルで実現された優れた実践も考慮した実験的モデルを導入すること。
  - r) 積極的政策と所得支援政策のさらなる統合を目指すために、中央レベル及び地域レベルにおいて、全国機関と全国社会保険公社（INPS）<sup>(21)</sup>との間で権能を結合し、かつ、調整する仕組みを定めること。
  - s) 中央レベル及び地域レベルにおいて、自己雇用及び自己起業に係る促進策に関する権限を行使する団体と全国機関を結合する仕組みを定めること。
  - t) 労働及び社会政策省に、国土全体において保障されなければならない給付の最低限の水準の遵守に係る確認及び管理に関する権限を付与すること。
  - u) 積極的労働政策の計画作成に関する権限は、州及び自治県が保持すること。
  - v) 新たな職を積極的に探すよう促すために、統計的な所見に基づいた顧客区分の手法も採用しながら、各人の教育、職業教育及び労働の経験に応じて、未就労者、労働市場から離れた者又は社会的緩衝措置の受益者のいずれかであって職を求める者の活動を促進すること。
  - z) 労働市場の管理及び割り当てられた給付の監視のために、第6項i号の規定との整合性を確保しながら、職業教育を含む教育課程、労働期間、公的対策の利用及び保険料支払に関する情報を含む電子的で一体化されたファイルを設けることを始めとして、情報システムを活用すること。
  - aa) z号に規定する情報システムを、労働能力に応じた採用において利用可能なデータ並びに障害者を労働に統合する優れた実践並びに職場における補助及び適合理化に関連するデータを体系的に収集したものと統合すること。
  - bb) 空席である労働ポストに関する情報の利用のための全国的システムへの提供を容易にするのに適した手段を規定すること等により、積極的政策の管理において公的サービスの作用を強化し、かつ、私的サービスとの協働に資する目的のために、2005年3月7日立法命令第82号<sup>(22)</sup>に規定する法典で定義するデータの汎用的処理可能性及び交換に関する技術的規則に基づく情報技術の利用により、労働及び積極的政策に関する行政を簡素化すること。
5. 労働関係の成立及び管理に係る手続の簡素化及び合理化という目標並びに労働の衛生状態及び安全に関する目標の達成のために、政府に、この法律の施行から6か月以内に、労働及び社会政策大臣の提案に基づき、簡素化及び行政担当大臣との合意により、市民及び企業に対する手続及び[その]履行の簡素化及び合理化の規定を含む立法命令の制定を委任する。
6. 第5項に規定する委任を実施する際、政府は、次の原則及び指針に従うこととする。
- a) 労働関係の管理に係る行政決定の数を大幅に減少させる目的をもって、規定の廃止によるものも含め、当該関係の成立及び管理に関連する手続及び[その]履行を合理

---

(21) 年金を中心に、家族給付、失業給付等、社会保険部門の給付を広範に扱う機関である。小島晴洋ほか『現代イタリアの社会保障—ユニバーサルリズムを越えて—』旬報社、2009、p.83.

(22) Decreto Legislativo 7 marzo 2005, n. 82, Codice dell'amministrazione digitale. (デジタル行政法典)

化及び簡素化すること。

- b) 解釈、判例及び行政の上で、著しい対立のある規則に関して、解釈的規定の制定によるものを含む簡素化又は廃止を行うこと。
  - c) 同一事象に係る行政機関への通知を統一すること及び当該行政機関に対して当該事象について他の権限を有する行政機関への転送を義務付けること。
  - d) 行政機関がその保有するデータに関して、[収集のために] 再び要求することを禁じるようにすること。
  - e) データ通信による通知システムを強化すること及び紙による文書の保持を廃止すること。
  - f) 場合によっては違反が形式的なものであることを考慮し、不法行為の影響を即時に除去することに資するように罰則を見直すこと、加えて、[罰則の] 軽減制度を活用すること。
  - g) 辞職又は合意に基づく労働関係の解消に関する労働者の意思の表明の信憑性及びその日付が正確であることを保障するための簡素化された手法を定めること。その際、辞職等に関する労働者の最終的な行動に際して、労働関係の終了が確実であることを保障する必要性も考慮すること。
  - h) 労働関係の成立、管理及び終了に関連する行政的な全ての [手続の] 履行をデータ通信によってのみ行うことを可能にする組織上及び管理上の方式を決定すること。
  - i) 生涯学習制度にも関連して、2012年6月28日の法律第92号第4条第51項に規定する情報システム、及び2013年8月9日の法律第99号<sup>(23)</sup>により修正を伴って転換された2013年6月28日の緊急法律命令第76号<sup>(24)</sup>第8条に規定する積極的及び受動的労働政策のデータベースに統合するという視点から、市民の職業教育に係る証明書に関する [手続の] 履行を見直すこと。
  - l) 未申告労働に対する取組の強化に関する2008年10月9日の欧州議会決議(2008/2035(INI))<sup>(25)</sup>及び欧州における労働条件改善のための戦略である効果的な労働調査に関する2014年1月14日の同決議(2013/2112(INI))<sup>(26)</sup>に基づく、全ての形態の未申告労働を予防し、かつ、抑制するための政策は合法で優先されるという原則を推進すること。
7. 求職者の労働界への参入の機会を強化すること、職業及び生産の観点に立った現在の要求により合致するように現行の労働契約を調整すること及び監督活動をより効率的に

---

(23) Legge 9 agosto 2013, n. 99, Conversione in legge, con modificazioni, del decreto-legge 28 giugno 2013, n. 76, recante primi interventi urgenti per la promozione dell'occupazione, in particolare giovanile, della coesione sociale, nonché in materia di Imposta sul valore aggiunto (IVA) e altre misure finanziarie urgenti. (若年者を中心とした雇用及び社会の結束の促進並びに付加価値税 (IVA) についての早期の緊急措置並びにその他の緊急財政政策に関する2013年6月28日の緊急法律命令第76号の修正を伴った法律への転換)

(24) Decreto-Legge 28 giugno 2013, n. 76, Primi interventi urgenti per la promozione dell'occupazione, in particolare giovanile, della coesione sociale, nonché in materia di Imposta sul valore aggiunto (IVA) e altre misure finanziarie urgenti. (若年者を中心とした雇用及び社会の結束の促進並びに付加価値税 (IVA) についての早期の緊急措置並びにその他の緊急財政政策)

(25) Risoluzione del Parlamento europeo del 9 ottobre 2008 sul rafforzamento della lotta al lavoro sommerso (2008/2035(INI)) (未申告労働に対する取組の強化に関する2008年10月9日の欧州議会決議) <<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//TEXT+TA+P6-TA-2008-0466+0+DOC+XML+V0//IT&language=IT>>

(26) Risoluzione del Parlamento europeo del 14 gennaio 2014 sulle ispezioni sul lavoro efficaci come strategia per migliorare le condizioni di lavoro in Europa (2013/2112(INI)) (欧州における労働条件改善のための戦略である効果的な労働調査に関する2014年1月14日の欧州議会決議) <<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//TEXT+TA+P7-TA-2014-0012+0+DOC+XML+V0//IT&language=IT>>

行うことを目的として、政府に、この法律の施行から6か月以内に、労働及び社会政策大臣の提案に基づき、立法命令を制定することを委任する。立法命令のうち1件は、欧州連合の規制及び国際条約に一致し、次に掲げる原則及び指針を遵守して、契約類型及び労働関係の規律に係る簡素化され、かつ、体系的な条文とする。

- a) 当該契約類型の簡素化、修正又は廃止に係る措置のために、職業構造並びに国内的及び国際的な生産状況との実質的な合致を評価することができるように、存在する全ての契約の形態を抽出し、かつ、分析すること。
- b) 欧州〔連合等〕の指標と合致するよう、直接的及び間接的な負担の点で、他の形式の契約に対して無期契約をより有利なものとすることにより、労働契約の一般的形式として無期契約を推進すること。
- c) 新たな採用について、勤務の期間によって保護が累進する無期契約の規定を設けること。その際、経済的な理由による解雇の場合は労働者の労働への復帰は認められないこと、勤務の期間によって保護が累進する補償金を定めること、原職復帰に係る権利を無効な解雇及び差別的な解雇並びに不当な懲戒解雇の特定の事例に限定すること、解雇に係る異議申立てに一定の期限を定めることとする。
- d) 学校〔教育〕と労働との交互経験に資する手段を強化すること。
- e) 客観的な基準に基づいて特定された企業の組織再編、人員整理又は変更の場合に、職員の有効活用に係る企業の利害を、雇用、専門性並びに生活及び経済上の地位の保護に係る労働者の利害と一致させ、格付の修正に制限を設けるとともに、職務<sup>(27)</sup>に関する規定を見直すこと。総連合<sup>(28)</sup>又は各産業の段階において全国で相対的に最も代表的な労働組合の組織と締結された団体協約は、企業段階のもの又は補足的なものであれ、この号に基づく以上の内容について定めることができる。
- f) 技術革新を考慮し、かつ、企業の生産上及び組織上の要求と労働者の尊厳及びプライバシーの保護とを両立させることにより、労働設備及び労働手段に関する離れた場所からの管理<sup>(29)</sup>に関する規定を見直すこと。
- g) 全国規模で相対的に最も代表的な労働者及び使用者の組合組織により署名された労働協約によって規制されていない分野において、相対的に全国規模で最も代表的な労使双方の意見を事前に聴取し、実験的なものであれ、従属労働の提供を目的とする関係、及び継続的・連携的協働関係を廃止するまでの間、当該関係に適用できる最低賃金を導入すること。
- h) 2003年9月10日の立法命令第276号<sup>(30)</sup>第70条<sup>(31)</sup>の規定を考慮し、この項のa号の規定と一貫した方針に従って、2003年9月10日の立法命令第276号第72条第4項

---

(27) 職務とは、労働者の具体的に従事する労働の内容を指す。183号法制定時の民法典（Regio Decreto 16 marzo 1942 n. 262, Approvazione del testo del Codice civile.）第2103条第1項は、「労務供給者は、採用された職務若しくはその後取得したより上位の資格に対する職務、又はいかなる賃金の減少もなく、実際に直前に遂行されていたものと同等の職務が確保されなくてはならない。（後略）」と規定していた。すなわち、使用者による職務の変更は、直前に遂行していたものと同等の職務か、それよりも上位の職務に限られており（つまり、降格は認められず）、いずれの場合も賃金の減少を伴うものであつてはならなかった。なお、条文中の「資格」とは、職務の（主として経済的な）価値を表す等級である。大木正俊『イタリアにおける均等待遇原則の生成と展開—均等待遇原則と私的自治の相克をめぐって—』日本評論社, 2016, pp.29-31.

(28) ここでは、イタリア労働総同盟（CGIL）、イタリア労働組合連盟（CISL）及びイタリア労働連合（UIL）を指す。

(29) 具体的には、使用者が労働者の管理のためにテレビカメラ等の機器を用いることを指す。なお、当該機器を設置できる事由は、従来、企業の生産上・組織上の要求及び労働の安全に限られていたが、ここでは企業資産の保護が追加されている。



最終文に規定する再決定を行うと同時に、取得された労働クーポン<sup>(32)</sup>の追跡可能性は最大限に保障しながら<sup>(33)</sup>、諸生産分野における不定期労働について付属的労働に委ねることを拡大できる旨を規定すること。

- i) 法規範の重複並びに解釈及び適用の困難さを排除するために、簡素化され、かつ、体系的な条文と両立不可能な個別の契約形態に関する全ての規定を廃止すること。
  - l) 調整手段により、又は1999年7月30日の立法命令第300号第8条に基づき、財政上の新たな負担を生じさせることなく、現行法で利用可能な人的、物的及び財政的資源によって労働の監督のための統一機関を設置することにより、監督活動を合理化及び簡素化すること。当該機関の設置は、地域保健公社及び州の環境保護機関の監督業務との調整の手段及び方式を定め、労働及び社会政策省、全国社会保険公社及び全国労働災害保険公社（INAIL）の監督業務を単一の機構に統合することにより行う。
8. 女性労働者の母性保護のための方策により、育児を適切に援助することを保障するために、また、労働者一般について生活と労働の時間の両立を図るために、政府に、この法律の施行から6か月以内に、首相及び労働及び社会政策大臣の提案に基づき、それぞれの権限の観点から、経済及び財務大臣及び簡素化及び行政担当大臣と協力して、母性の保護及び生活と労働の時間の両立した形態の保護に向けられた方策の見直し及び修正のための立法命令の制定を委任する。
9. 第8項に規定する委任を実施する際、政府は、次の原則及び指針に従うこととする。
- a) 漸進的にではあれ、全ての女性労働者に拡大するという見通しをもって、出産手当を受領できる女性労働者の範疇を承認すること。
  - b) 使用者の負担分の支払がない場合であっても、母親である準従属労働者に扶助的な給付を受ける権利を保障すること。
  - c) 自営労働者であれ、未成年又は自立することのできない障害を持った子どものいる女性労働者、及び個人所得の総額が一定金額以下の女性労働者に対して、女性の労働に対する促進策として、税額控除を導入すること。扶養している配偶者に係る控除制度の調整を行うこと。
  - d) 在宅勤務の利用も含み、親としての責任を果たすこと及び自立することのできない者の扶助を行うことと労働活動の両立に資する目的で、労働時間及び生産性〔向上〕に対する報奨の利用に係る裁量を広げる団体協定を奨励すること。
  - e) 特別な健康状態のために同伴し、かつ、持続的にケアすることを必要とする未成年の子の親である労働者のために全国労働協約に基づいて付与される付加的な休日の全部又は一部を、週休及び年次有給休暇に対する権利と両立できる範囲で、必要であれば同一使用者の従属労働者間で譲渡できるよう認めること。
  - f) 行政権能の保持者である地方団体と調整された対人サービスに係る官民の制度に、

---

(30) Decreto Legislativo 10 settembre 2003, n. 276, Attuazione delle deleghe in materia di occupazione e mercato del lavoro, di cui alla legge 14 febbraio 2003, n. 30. (2003年2月14日の法律第30号に定める雇用及び労働市場に関する委任の実施)

(31) 2003年立法命令第276号第70条及び第72条は、付属的労働の適用分野等を規定するものであった。しかし、183号法の委任を受けた2015年立法命令第81号によって廃止され、現在は、同命令が改めて付属的労働に関して包括的な規定を設けている。

(32) 付属的労働は契約の締結が必要とされておらず、労働者は労働の対価として得たクーポンを換金して金銭を得る。

(33) この規定を受けて、2015年立法命令第81号は、注文主が地域労働局に対して、労働開始前に、労働者の氏名や納税番号等を通知することを義務付けている。

企業及び労使団体の設立した基金又は団体による育児サービスの提供を統合すること。その際、当該サービスの行われる地域に住む労働者及び市民による活動の最適な利用の促進も行う。

- g) 企業内部における組織上の機能性も考慮して、生活の時間と労働の時間との両立をより適切なものとしながら、出産休業及び育児休業がより柔軟であるよう保障するための見直しであると評価できるように、母性及び父性の保護及び支援に関する規定を承認すること。
  - h) 居住するコムーネの社会サービス [担当部署] によりしかるべく証明された性暴力に対する保護過程に入る女性のための休暇を導入すること。
  - i) 育児休業の分割利用の承認及び生活時間と労働時間の両立手段の強化を目的とした組織的方策に関して、財政に新たな負担をもたらさず、公務員の労働関係と両立する限りにおいて、この項に規定する原則を拡大すること。
  - l) 労働における平等及び機会の均等に関する現行の組織、権限及び基金を簡素化及び合理化すること。平等及び機会の均等に関する首相府の権能は変更せず、労働及び社会政策省の権限に係る積極的活動の促進に関わる手続の再編を行うこと。
10. この条の第 1 項、第 3 項、第 5 項、第 7 項及び第 8 項に規定する立法命令は、1988 年 8 月 23 日の法律第 400 号<sup>(34)</sup> 第 14 条に規定する手続を遵守して制定する。
11. 財政収支に影響を及ぼさないこと又はそれにより生じる新たな負担及び当該負担に充当する財源について説明する専門的理由書を添付された立法命令案は、閣議による決定の後、代議院 [下院] 及び共和国元老院 [上院] に移送され、移送された日から 30 日以内に、当該案について内容及び財政の観点から権限を有する委員会がその意見を表明する。この期限が過ぎれば、当該意見が表明されなくても、立法命令は公布される。この項に規定する議会の意見の表明のための期間が、第 1 項、第 3 項、第 5 項、第 7 項及び第 8 項又は第 13 項に規定する期限の前後 60 日間に終期を迎える場合には、当該期限は 3 か月延期される。
12. この法律による委任の実施は、財政に新たな負担をもたらしてはならない。この目的のために、この法律の実施命令の履行に際して、権限を有する行政機関は、当該機関に付与された通常の人的、財政的及び物的資源の配分の変更により措置することとする。2009 年 12 月 31 日の法律第 196 号<sup>(35)</sup> 第 17 条第 2 項に従い、実施命令がその内部で相殺されない新たな負担を定める場合、新たな負担を生じる立法命令は、必要な財源を計上する安定法<sup>(36)</sup> を含む立法措置が施行されるとき以降でなければ、公布されない。
13. 第 10 項に規定する立法命令の施行日から 12 か月以内に、この法律の定める原則及び指針を遵守して、政府は、その間に明らかになった実施に関わる事実を考慮して、第 10 項及び第 11 項に規定する手続により、当該命令を補完し、かつ、修正する規定を制定することができる。この法律の実施措置の効果を継続的に監視することは、第 1 文に規定する命令の制定等を目的として、特に労働市場の効率、市民の就業可能性並びに雇用の開始及び終了の方式のそれぞれに係る効果について、継続的に監視及び評価を行う

---

(34) Legge 23 agosto 1988, n. 400, Disciplina dell'attività di Governo e ordinamento della Presidenza del Consiglio dei Ministri. (政府の活動及び首相府の制度の規律)

(35) Legge 31 dicembre 2009, n. 196, Legge di contabilità e finanza pubblica. (会計及び財政法)

(36) 安定法 (legge di stabilità) とは、それ以前の財政法 (legge finanziaria) に替わり、各年度において収支の増減を目的として現行法令の修正を行うものである。

制度により保障する。当該制度については、2012年6月28日の法律第92号第1条第2項に基づいて創設され、財政に新たな負担をもたらすことなく、現行立法で利用可能な人的、物的及び財政的資源により措置する。

14. 各特別憲章及び関係する実施規定により特別州並びにトレント及びボルツァーノ自治県に付与された権限、労働に関して委任された権限並びに憲法第116条<sup>(37)</sup>及び2001年10月18日の憲法的法律第3号<sup>(38)</sup>第10条に結び付けることのできる権限は、現行のとおりとする。
15. この法律及び実施のための立法命令は、官報で公布された日の翌日から施行する。

#### 参考文献

- ・大内伸哉『イタリアの労働と法—伝統と改革のハーモニー—』日本労働研究機構、2003。
- ・大木正俊『イタリアにおける均等待遇原則の生成と展開—均等待遇原則と私的自治の相克をめぐって—』日本評論社、2016。
- ・同「近年のイタリア労働市場改革—正規・非正規の二重市場の観点から—」(慶應EU研究会ワークショッププレジューメ) 2016.9.24. <[http://www.jean-monnet-coe.keio.ac.jp/references/masatoshi\\_ohki\\_01.pdf](http://www.jean-monnet-coe.keio.ac.jp/references/masatoshi_ohki_01.pdf)>
- ・小島晴洋ほか『現代イタリアの社会保障—ユニバーサルリズムを越えて—』旬報社、2009。
- ・小西康之「イタリアにおける労働者概念」『法律論叢』79巻2・3号、2007.3、pp.159-190。
- ・労働政策研究・研修機構編『「労働者」の法的概念—7ヶ国の比較法的考察—』労働政策研究・研修機構、2005。
- ・Bolognesi, Riccardo and Lutri, Andrea, *IL JOBS ACT: Tutte le novità del Governo Renzi in materia di lavoro*, Piacenza: La Tribuna, 2015.
- ・D'Agostino, Cristina et al., *Guida al Jobs Act*, Napoli: Simone, 2015.
- ・Vincenti, Pietro Cesare, *Il Jobs Act: I decreti attuativi della riforma del diritto del lavoro*, Roma: DIKE Giuridica Editrice, 2015.

#### 出典

- ・Legge 10 dicembre 2014, n. 183, Deleghe al Governo in materia di riforma degli ammortizzatori sociali, dei servizi per il lavoro e delle politiche attive, nonché in materia di riordino della disciplina dei rapporti di lavoro e dell'attività ispettiva e di tutela e conciliazione delle esigenze di cura, di vita e di lavoro. <<http://www.normattiva.it/atto/caricaDettaglioAtto?atto.dataPubblicazioneGazzetta=2014-12-15&atto.codiceRedazionale=14G00196&currentPage=1>>

(あしだ じゅん)

---

(37) 憲法第116条は、次のとおり規定している。

①フリウリ・ヴェネツィア・ジューリア、サルデーニャ、シチリア、トレンティーノ＝アルト・アディジェ／南チロル及びヴァッレ・ダオスタ／ヴァレ・ダオスタは、憲法的法律で決されるそれぞれの特別憲章に従い、特別な自治の形式及び条件を有する。

②トレンティーノ＝アルト・アディジェ／南チロルは、トレント及びボルツァーノ自治県により構成される。

③第117条第3項並びに第117条第2項1号に規定する事項(ただし、治安判事の制度に限る。)、n号に規定する事項及びs号に規定する事項について、関係する州の提案に基づき、地方団体の意見を聴取して、第119条に規定する原則を尊重して、国の法律により当該州に更なる特別な自治の形式及び条件を与えることができる。この法律は、国と関係する州の間の合意に基づき、両議院の構成員の絶対多数により可決される。

(38) Legge Costituzionale 18 ottobre 2001, n. 3, Modifiche al titolo V della parte seconda della Costituzione. (憲法第2部第5章の改正)